

粒子線がん治療のさらなる推進を求める意見書

陽子線を含む粒子線がん治療については、これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がん、肝細胞がん、肝内胆管がん、膵臓がん、大腸がん（術後再発）などの一部の治療に対し健康保険が適用され、治療を希望する患者の経済的な負担の軽減が図られてきた。

一方で、肺がんや食道がんなど、先進医療の枠組みの中で実施されている粒子線がん治療については、通常の治療と共通する部分は保険診療の対象となるものの、先進医療に係る費用は患者が全額自己負担することとなり、その経済的な負担は極めて大きいものとなっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、粒子線がん治療のさらなる推進を図るため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用するとともに、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月6日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		